

半導体をめぐる中国の知財戦略及び知財紛争

遠藤 誠¹

I はじめに

近時、全世界的に、IoT（モノのインターネット）及びAI（人工知能）を始めとする情報技術革新が進むに伴い、半導体関連産業が活況を呈している。中国でも半導体関連の需要は今後ますます増加することが見込まれている。このような状況において、半導体関連の中国企業も、外国企業の買収を活発化させている。

そこで、本稿では、半導体をめぐる中国の知財戦略及び知財紛争について紹介することとしたい。

II 半導体をめぐる中国の知財戦略

1 半導体に関する技術力・知的財産権・人員・資産等を獲得するため、潤沢な資金力を有する中国企業による半導体業界の外国企業の買収がしばしば行われている

近時、中国企業の半導体分野における合併買収の動きが激しく、合併買収が絶え間なく行われている。その背景には、中国にとっての半導体分野の重要性がある。

人民元高、労働賃金の上昇、他の新興国の追い上げ等のさまざまな要因により、中国では、1990年代のように、安くモノを作って輸出する、というビジネスモデルが成り立たなくなった。中国政府は、中国経済が急速な成長期から緩やかな成長期に移行していること（いわゆる「新常态」）を強く認識しており、今後は、「成長のスピード」よりも、「成長の質」に重点を置き、産業技術のレベルアップに力を置くようになった。そこで、中国政府は、重要な産業分野・技術分野については優遇措置を設ける等して、発展を促進させる政策を採っている。

そのような政策の例として、最近では、国務院が2015年5月19日に公表した「中国製造2025」という計画がある²。これは、中国が既に製造大国に成長したものの、製造大国から製造強国にレベルアップする必要があるとの考えに基づき、中国政府が、中国初の製造業10年計画を打ち出すに至ったものだ。「中国製造2025」は、10の重点産業を規定しているが、その中には、「次世代情報技術（汎用半導体チップの国産化推進、3Dマイクロ組合せ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm

技術の推進)」等が含まれている。

しかし、製造大国から製造強国にレベルアップするための技術革新は、簡単なことではない。まず、半導体技術者を中国国内で養成するのは時間がかかりすぎる。また、中国企業が外国企業の半導体技術者を引き抜き・中途採用することがよく行われているが、中国企業の旺盛な需要には追いついていないのが現状である。そこで、手っ取り早く、半導体に関する技術力・知的財産権・人員・資産等を獲得するため、潤沢な資金力を有する中国企業が、半導体業界の外国企業を買収するということがしばしば行われている。例えば、①北京清芯華創投資管理有限公司、中信資本控股有限公司、金石投資有限公司による OmniVision Technologies の買収（完了時期：2016年2月、取引金額：19億ドル）³、②北京建広資産管理有限公司による NXP Semiconductors の RF パワー事業部門の買収（完了時期：2015年11月、取引金額：18億ドル）⁴等の事案がある。

2 中国では、被買収企業が有する優れた技術力・知的財産権・人員・資産等を獲得するため、政府が業界をサポート又はリードし、国有企業が巨額の出資を行って買収することが多い

2014年に、中国政府は、「国家集積回路産業発展推進綱要」を公布した。これを政策の根拠として、中国の国有資本が半導体分野において合併買収の大きなムーブメントを巻き起こしている。同時に、中国政府は1400億人民元にも上る大規模な国家集積回路産業投資基金の設立を計画しており、全産業チェーンに投資し、設計、製造、パッケージングテスト、設備材料、応用等細分化された分野で産業のリーディングカンパニーを形成するよう奨励している。北京、上海、武漢、深圳等の各地方における半導体産業集積地も積極的に地方での基金を設立し、国家の基金と力を合わせて、半導体業界の発展を推し進めていこうとしている。

実際、中国における近時の合併買収事案は、いずれも、国有企業又は国有資本が積極的に推進したものである。例えば、紫光集团有限公司による展詢通信有限公司 (SPEED TRAM)

³ 1995年に米国で設立された OmniVision Technologies は、半導体イメージセンサーの設計・販売を主な業務とするチップ製造メーカーである。同社のイメージセンサーチップは、スマートフォン、タブレットパソコン、ノートパソコン、カメラ、娯楽設備、セキュリティシステム、自動化及び医療システム等に用いられており、非常に高い市場評価を受けていた。2015年4月、華創投資等は、OmniVision Technologies に対する買収につき、正式な買収協議合意に達し、2016年2月に買収が正式に完了した。この買収により、華創投資等は、OmniVision Technologies が積み重ねてきた技術力・知的財産権・人員・資産等を獲得した。

⁴ 2015年5月28日、NXP Semiconductors は、その RF パワー事業部門を、北京建広に18億ドルで売却することを発表した。北京建広は、この買収により、NXP Semiconductors の RF パワー事業部門が有する技術力・知的財産権・人員・資産等を獲得した。従来、RF 分野において、中国は、小出力面においては長年の技術の蓄積があるものの、ハイパワー面においては後れているといわれていた。上記買収は、中国におけるハイエンドチップ技術の空白を埋めるのに有効と考えられている。

の買収（完了時期：2013年12月、取引金額：17億ドル）⁵等の事案がある。高額な買収金額だけを見ても、従来の中国半導体業界が経験したことがない、大規模でインパクトの大きいものであったといえる。中国政府が、中国半導体業界のレベルと世界の最先端のレベルとの差を縮めるために、資本と政策手段を積極的に運用し、中国半導体業界の急成長を促そうとしていることが分かる。即ち、中国における近時の合併買収事案のいずれも、被買収企業が有する優れた技術力・知的財産権・人員・資産等を、買収により獲得することを目指したものである。中国政府による「資本」と「政策手段」の積極的運用を可能にしているのは、①「爆買い」を可能とする中国の潤沢な資金力と、②「社会主義市場経済」と呼ばれる、強力な政策主導型経済を可能とする一党支配体制である。中国政府による半導体分野への投資は、現在の最も注目すべき動きの一つであるといえる。

3 中国企業による買収の目的は、被買収企業が有する優れた技術力・知的財産権・人員・資産等を獲得することにより、中国国内で半導体産業チェーンの発展を完成させることにある

2014年に成立した「国家集積回路産業投資基金」は、2014年から2017年の間に中国政府が1400億人民元、地方政府及びプライベート・エクイティ・ファンド企業が総額6000億人民元を投資することを計画し、重要な技術能力を有する国外企業の買収戦略を押し進めるものであった。このような中国による国外企業の買収の意図は、国内の半導体産業チェーンの発展を完成させることにある。即ち、中国企業による買収により、中国における半導体産業チェーンのIC設計、ウェハ製造、パッケージングテスト等の重要段階を一步一步完備することを目標としている。この目標実現のためにも、半導体分野における中国企業による買収により、被買収企業が有する優れた技術力・知的財産権・人員・資産等を獲得することは、極めて重要であるといえる。

中国の「国家集積回路産業発展推進綱要」が示す目標は、次のとおりである。2015年までに、中国の集積回路産業の販売収入が3500億人民元を超えること、及び移動スマート端

⁵ 紫光集団の前身は、1988年に設立された清華大学科技開発総公司であったが、1993年に清華紫光（集団）総公司に改称された。紫光集団の総従業員数は、2万人以上である。2009年6月、紫光集団は増資を行い、清華控股有限公司が51%、民営企業の健坤集団が49%を占める国有持株会社となった。中国政府の集積回路産業推進戦略の下、紫光集団は、集積回路産業を主導し、IT分野、モバイルインターネット、クラウドコンピューティング、クラウドサービス等の情報産業の核心的分野において集中的発展戦略を確立した。展詢通信（SPEED TRAM）は、2001年に中国に帰国した留学生が上海の浦東で創業した有限公司である。2003年に、展詢通信は、アジア初の自主知的財産権を有する2G/2.5G/GSM/GPRS携帯電話のコアチップを開発した。2004年には、世界初のTD-SCDMA3G携帯電話コアチップを発表した。展詢通信は、2007年には、米国のナスダック市場で上場に成功した。2013年7月、紫光集団は、17億ドルで展詢通信の全株式を買収した。現在、展詢は、世界三大携帯電話チップ企業として、2016年の第1四半期の世界市場のシェアが25%に達した。現在、展詢の顧客は、国内市場では主に、中興、華為、OPPO、VIVO等であり、海外市場では主に、インド及びアフリカ諸国の企業である。

末、インターネット通信等の一部の重要分野の集積回路設計技術が国際的一流水準に接近すること。2020年までに、集積回路産業の国際的最先端水準との差を徐々に縮小し、全世界の販売収入を年平均20%超増加させ、企業が持続的に発展できるよう能力を大幅に強化すること。2030年までに、集積回路産業チェーンが国際的最先端水準まで達し、いくつかの企業が国際的トップグループに入り、飛躍的發展を実現すること。

近年、世界の半導体業界における競争は益々熾烈になっているところ、世界経済の低迷は、半導体業界全体に産業成長の陰りと衰退の兆しを露呈させている。たとえ現時点で競争優位な企業であっても、市場のニーズが旺盛とは言えない状況においては、いつ経営困難の問題に直面するか分からない。中国政府は、今後も、国内の半導体業界及び企業の利益を保護するため、中国政府による「資本」と「政策手段」の積極的運用を図っていくはずである。そして、現在のところ、そのような「資本」と「政策手段」の積極的運用を図ることができる国は、世界中どこを見回しても、中国以外には存在しない。そのため、今後もしばらくは、中国企業による合併買収が、世界の半導体業界の「台風の目」となって再編を促していくことになるであろう。

Ⅲ 半導体をめぐる中国の知財紛争

1 概要

現在の中国の法律制度によると、半導体に関わる知的財産権としては、特許権（中国語では「専利権」）、著作権、営業秘密、集積回路配置設計専有権等がある。よく知られているように、中国における知的財産権関連紛争事件の件数は非常に多い状況にある。しかし、中国の知的財産権関連訴訟のおよそ半分は著作権関連訴訟であり、4分の1は商標権関連訴訟であり、残りが特許権（発明特許・実用新案及び意匠）関連その他の訴訟となっている。

中国における半導体関連訴訟件数の統計は見当たらないため、中国の裁判所により下された判決書を検索できる「中国裁判文書網」⁶等の検索サイトを利用して、安華高 (Avago)、聯發科 (Media Tek)、SK海力士半導体 (SK Hynix)、英飛凌 (Infineon)、恩智浦 (NXP)、美光科技 (Micron)、三星電子 (Samsung Electronics)、飛思卡爾 (Freescale)、迈威科技 (Marvell)、高通 (Qualcomm)、帕沃英蒂格盛股份有限公司 (Power Integrations Inc.)等の世界的に著名な半導体大手メーカーの名称を入力して検索調査を行った。その結果、上記の半導体大手メーカーによる中国での知的財産権関連訴訟事件は、決して多いとはいえず、事件類型はさまざまであるが（商標権紛争、契約紛争、信用毀損紛争、集積回路配置設計紛争、特許権侵害紛争等）、特許権侵害紛争事件の件数は相対的に少ないということが分かった。

中国において、半導体業界の大手メーカーによる特許権侵害訴訟が少ない原因は、中国の裁判所により認められる賠償金額が十分なものではなかったということにあるのではないかと考えられる。即ち、中国の裁判所における知的財産権関連紛争事件で実際に認められる

⁶ <http://wenshu.court.gov.cn/>

賠償金額は、統計データ⁷が示すところによると、2013年から2015年までの中国における知的財産権の一番事件において、賠償金額が100万円を超えた事件はわずかに3件のみであり、最大の賠償金額は484万円であった。このように、中国の裁判所における知的財産権関連紛争事件で認められる賠償金額が決して多いものではないという事実は、半導体に関する知的財産権者にとって、訴訟提起を躊躇する理由となるであろう。とくに半導体業界の大手メーカーにとっては、半導体に関する技術内容を中国の裁判官に理解させることは容易でないという意味で、訴訟で要求される立証の難度は高く、特許権侵害訴訟のコストは相当高くならざるを得ない。即ち、訴訟により取得し得る収益と訴訟コストが見合わないため、半導体に関する特許権者が積極的に特許権侵害訴訟を提起して自己の特許権を保護することに二の足を踏むことが多いと考えられる。このことが、中国において、半導体業界の大手メーカーによる特許権侵害訴訟が少ない原因の一つとなっていると思われる。

以下では、中国における半導体関連の知財紛争を2件紹介する。

2 半導体関連の知財紛争①（台湾企業の中国子会社による集積回路配置設計専有権侵害紛争事件）

（1）書誌的事項

原告（上诉人）：昂宝電子（上海）有限公司（以下「昂宝公司」という）

被告（被上诉人）：南京智浦芯聯電子科技有限公司（以下「南京芯聯公司」という）、深圳市芯聯半導体有限公司（以下「深圳芯聯公司」という）、深圳市梓坤嘉科技有限公司（以下「深圳市梓坤嘉公司」という）

一審：南京市中級人民法院（2013）寧知民初字第43号民事判決

二審：江蘇省高級人民法院（2013）蘇知民終字第0180号民事判決書

<http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=49f521e7-2ebe-4f6f-96f1-da359da4e20c&Keyword=南京智浦芯联电子科技有限公司>

再審：最高人民法院（2015）民申字第745号民事裁定書

<http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=4304c577-ad1c-40f5-9a80-f8e0b1c9046d&Keyword=南京智浦芯联电子科技有限公司>

（2）事件の概要

昂宝公司の実質的な支配者は、台湾昂宝電子股份公司である。2004年に設立された台湾の上場企業である台湾昂宝電子股份公司是、台湾の有名な半導体企業である敦南科技股份有限公司（Lite-On Semiconductor）傘下の電源管理ウエハのメーカーである。台湾昂宝電子股份公司是、世界有数のAC/DC及びDC/ACウエハ・ソリューションのICデザイン会社となっている。

2009年11月19日、昂宝公司是OB2535/6/8という名称の登録番号BS.09500527.7の

⁷ 「グローバル企業の中国における特許権侵害訴訟結審事件分析報告（2013-2015年）」

集積回路配置設計の登録証書を取得した。当該登録証書には、当該配置設計創作の完成日は2008年9月27日、最初に商業利用に投じられた日は2009年4月1日、出願日は2009年8月28日であること等が記載されている。

2012年8月から10月までの間に、昂宝公司是、www.chiplink-semi.comのウェブサイトの内容を公証保全した。当該ウェブサイトのページには、CL1158、CL1128、CL1129、CL1100、CL1101等の集積回路製品が紹介され、且つ「南京智浦芯聯電子科技有限公司Chiplink」の文字が表示された写真、「2010年中国IC设计公司功劳賞を深圳市芯聯半導体有限公司が受賞」の文字が表示されたメダルの写真がアップされていた。

2012年11月2日には、昂宝公司是、深圳市梓坤嘉公司在CL1158、CL1128、CL1129、CL1100、CL1101等の集積回路製品を購入したことを公証保全した。

昂宝公司是、一審法院に、集積回路配置設計専有権侵害訴訟を提起した。昂宝公司的訴訟請求は、次のとおりである。①直ちに昂宝公司的集積回路配置設計専有権を侵害する行為を停止すること（これには、複製、販売、又はその他の方式による配置設計、当該配置設計を含む集積回路もしくは当該集積回路を含む物品の提供を即座に停止することが含まれる）。②全国紙及び業界紙、及び当該会社のウェブサイト上に声明を掲載し、その権利侵害行為によりもたらされた悪影響を取り除くこと。③経済的損失300万元を賠償すること。④権利侵害行為を制止するために支払った合理的費用を負担し、且つ訴訟費用を負担すること。

原告の訴訟請求に対し、南京芯聯公司及深圳芯聯公司的両被告は、次のとおり答弁した。当該ウェブサイトの実際の登録者である陳某は、かねてより南京芯聯公司的株主であり、それが維持・管理の責任を負っていたが、陳某は被告のところで業務したことがなく、管理に参与していない。両被告は、当該ウェブサイトを経営、使用、管理していない。

また、販売者である深圳市梓坤嘉公司是、自らは合法的に商品を仕入れ、且つ販売しており、責任を負うものではないと答弁した。

(3) 第一審判決

一審法院は、以下のとおり判示した。

1、当該ウェブサイトが南京芯聯公司、深圳芯聯公司によって直接管理され、または使用されたことを証明する証拠はないが、昂宝公司在当該ウェブサイトを経営する前の時点において、ウェブサイト登録者である陳某は南京芯聯公司及深圳芯聯公司的株主であり、南京芯聯公司及深圳芯聯公司是、当該ウェブサイトの製品宣伝及び会社のその他の宣伝の受益者であることから、南京芯聯公司及深圳芯聯公司是当該ウェブサイトにおける自社に関わる内容について、相応の法的責任を負わなければならない。

2、「集積回路配置設計保護条例」（以下「条例」という）及びその実施細則（以下「細則」という）に基づき、配置設計専有権の保護範囲は、配置設計が登録された後に公告公示される写し又は図面をもって確定された内容を基準とする。本件において、昂宝公司在提出した配置設計図面は合計で2層あり、2層はいずれも金属層の図面である。しかし、当該配置設

計図面は、金属接続を除いて、半導体部品（中国語原文は「半導体元件」）及びアクティブコンポーネント（中国語原文は「有源元件」）ではなく、当該配置設計図面により、その配置設計の中の具体的なアクティブコンポーネント及びその数量及び位置関係等の情報を明確にすることはできない。

以上のことから、一審法院は、次のとおり判示した。昂宝会社が提出した配置設計専有権の証拠は完備しておらず、被告製品の配置設計との権利侵害対比を行うことができない。よって、昂宝会社の訴訟請求を棄却する。

原告の昂宝会社は、一審判決を不服として上訴した。上訴理由は、次のとおりである。配置設計は、2種類の状況に分けられる。第1は、出願日以前に、既に商業利用に投じられた場合であり、第2は、まだ商業利用に投じられていない場合である。配置設計専有権の保護範囲の確定に際し、もし登録時にサンプルが提出されていれば、サンプルをもって配置設計専有権の保護範囲を確定しなければならない。本件において、原告は出願登録時にサンプルを提出しており、サンプルを参照して被告製品の配置設計と対比すべきである。

（4）第二審判決

二審法院は、本件の争点は、サンプルをもって配置設計専有権の保護内容を確定できるか否かにあるとした上で、以下のとおり判示した。

1、写し又は図面をもって配置設計専有権の保護内容を確定することは、「条例」の精神に合致する。「細則」第17条第1項によると、配置設計登録出願において、配置設計登録出願表又は配置設計の写しもしくは図面を提出していない場合、又は既に商業利用に投じられているが集積回路サンプルを提出していない場合等には、国家知識産権局はこれを受理しない。上記規定によれば、出願時に既に配置設計を商業利用に投じている場合、出願者はサンプルを提出しなければならないこと以外に、やはり配置設計の写し又は図面を提出する必要があるといえる。

2、写し又は図面をもって配置設計専有権の保護範囲を確定する基準とすることは、「公開をもって保護する」という原則を採る配置設計専有権制度に合致する。配置設計は本質的には、一種の技術方案である。配置設計専有権制度の目的は技術の公開を促進することであり、社会公衆が配置設計の内容を知得することができるようにし、これにより集積回路技術の進歩及びイノベーションを促進することができる。

3、サンプル単独で配置設計専有権の保護範囲を確定することは、専有権者の権利範囲を不当に拡大するおそれがある。

4、本件配置設計は、登録時には既に商業利用に投じられ、昂宝会社は国家知識産権局に登録するとき、集積回路サンプルを提出したが、それが提出した図面は単独の2層の金属層が含まれていただけで、且ついずれにもアクティブコンポーネントは含まれておらず、配置設計の基本定義に完全には合致していなかった。よって、登録時に提出したサンプルによっ

て本件配置設計専有権の保護範囲を確定することはできない。

以上のことから、二審法院は上訴請求を棄却し、一審判決を維持した。

昂宝公司是二審判決を不服とし、最高人民法院に再審請求を行った。昂宝公司による再審請求の理由は、以下のとおりである。

1、集積回路技術の絶え間ない発展に伴い、部品のサイズは縮小し続け、配置設計は日増しに精密になり、紙の写し又は図面では配置設計を明確に表示することは既に難しくなっている。もし、紙の写し又は図面だけで、登録保護される配置設計を確定するなら、集積回路産業の発展の現状に適応することは難しい。「条例」においては、配置設計が商業利用に投じられた場合、当該配置設計を含む集積回路サンプルを提出しなければならないと特に定められている。よって、サンプルは、少なくとも写し又は図面と法的地位が同等であるので、配置設計保護の根拠となると考えるべきである。実際、サンプルは登録保護の配置設計をより全面的に正確に定めており、写し又は図面よりも優れた地位及び作用を有する。よって、昂宝公司が登録のときに提出したサンプルをもって、配置設計専有権の保護範囲を確定する根拠とすべきであるという主張は、十分に法的根拠を有する。

2、集積回路配置設計専有権の属性は著作権により近く、また特許権との違いが非常に大きい。「条例」が登録制度を定めた目的は、配置設計をもって権利主張に便利な証拠とすることであり、配置設計を公開することにより法的な保護を与えることではない。

(5) 再審判決

最高人民法院は、再審判決において、以下のとおり判示した。

1、まだ商業利用に投じられていない配置設計を登録する場合には、「条例」及び「細則」には、サンプルを提出すべきとの規定はない。商業利用に投じられていない配置設計は、写し又は図面及び相応の電子文書を提出することにより登録が完了することは、法が定める要求である。もし人民法院が、訴訟手続の中で、写し及び図面の法的地位を見誤り、直接的にサンプルを根拠として配置設計専有権の保護範囲を確定した場合、写し又は図面の法的地位を軽視するという誤った傾向を招くおそれがあり、現行の法律における出願資料に関する関連要求を徹底することができず、登録手続のルールを失うことにつながり、望ましくない方向に導くおそれがある。

2、配置設計保護制度の制度設計にあたって、特許制度の「公開をもって保護する」原則に類似するメカニズムがあるか否かについては、今なお大きな議論がある。但し、もし登録制度における紙の写し又は図面の提出の要求を無視した場合、必然的に、公衆に配置設計内容を知得させるという趣旨は形骸化する。

3、「細則」第17条の規定に基づき、もし配置設計の登録出願のときに配置設計の写し又は図面を提出していなければ、国家知識産権局はこれを受理しない。本件について言えば、昂宝公司は出願登録時に関連規定に基づき、完全に揃った写し又は図面を提出しておらず、登

録手続の履行が法律に定めた要求に合致せず、相応の法律結果を自ら負うべきである。

以上のことから、最高人民法院は、昂宝会社の再審請求を認めなかった。

3 半導体関連の知財紛争② (AVAGO 中国法人の半導体関連製品に関する信用毀損訴訟事件)

(1) 書誌的事項

原告 (上訴人) : 安華高半導体科技 (上海) 有限公司 (以下「安華高公司」という)

被告 (被上訴人) : 浙江飛爾康通信技術有限公司 (以下「飛爾康公司」という)、蔣偉康

一審 : 上海市第一中級人民法院 (2013) 滬一中民五 (知) 初字第 194 号

[http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=1bc76801-08d0-412f-b0c3-773aa2570230&Keyword=安華高半導体科技\(上海\)有限公司](http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=1bc76801-08d0-412f-b0c3-773aa2570230&Keyword=安華高半導体科技(上海)有限公司)

二審 : 上海市高級人民法院 (2015) 滬高民三 (知) 終字第 74 号

[http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=65ce8cc0-43e9-45eb-9173-c83dcc1d307a&Keyword=安華高半導体科技\(上海\)有限公司](http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=65ce8cc0-43e9-45eb-9173-c83dcc1d307a&Keyword=安華高半導体科技(上海)有限公司)

(2) 事件の概要

原告は、シンガポールの AVAGO TECHNOLOGIES INTERNATIONAL SALES PTE. LTD. が上海にて全額出資して設立した中国現地法人であり、集積回路配置の設計・研究開発・試験検査、及び半導体関連技術・ソフトウェアの開発・販売に従事し、且つ技術サービス及び技術コンサルティングを提供するハイテク企業である。

被告飛爾康公司是、その業務が原告の業務と同一又は類似しており、原告の競合相手である。被告蔣偉康は、かつて原告企業のエンジニアであり、2006年3月23日に原告企業に入社し、2012年9月26日に原告企業を退職した。2013年、被告蔣偉康は、飛爾康公司において新設された大中華地区の販売及び営業販売総監の職務に就いた。

2012年4月7日から4月16日まで、原告の従業員の孫青と被告蔣偉康は、「太陽電源 1521Z 品質問題」についてメールでやり取りした。やり取りの主な内容は、次のとおりである。「顧客が、1521Z 型の製品の伝送に遅れがある状況を発見した。原告の会社内部で報告され、実験をしたところ、顧客の発見した状況が確かに存在することが確認された。原告の実験室で改良が行われ、2012年10月以降、改良版の HFBR-1521Z 上に用いられた。」

その後しばらく経った後、原告は、被告飛爾康会社の商業宣伝資料の中に、次の記述があることを発見した。即ち、安華高会社の HFBR-1521ETZ 製品の「エピタキシャル材料」について「結晶格子の不整合」と記述され、「エピタキシャル材料」、「発光波長」の対比において、「-」(マイナス)の記号が使用されており、また、「結晶格子不整合の影響」という図の中では、1521Z 製品の試験検査温度につき +85°C を選択した場合、「ゆるやかな下降形跡」の結論が得られたと記載されていた。当該宣伝資料の「発送器の性能 競合相手との比較」の中では、1512Z 製品が比較対象とされ、被告飛爾康会社の発送器は送出に安定性があり、短時のパルス波妨害も無いと結論づけられていた。

そこで、原告は、一審法院に信用毀損訴訟を提起した。原告の主張内容は、次のとおりである。即ち、両被告は、複数回にわたり、原告の代理商及び末端顧客に本件宣伝資料をばらまき、且つ本件宣伝資料を利用して、被告蔣偉康が知り得た原告の一部製品の伝送遅延の秘密情報を歪曲し、原因を捏造し、結果を誇張し、実際の競争製品の状況と合致しない比較を作出した。本件宣伝資料は、末端顧客の間に広くばらまかれ、原告の商業的信用及び製品信用に重大な損害をもたらし、重大な経済的損失をもたらした。よって、原告は、①両被告は直ちに原告の商業的信用を毀損する行為を停止すること、②両被告は飛爾康会社の公式ウェブサイトのトップページに正しい声明を記載し、影響を取り除き、且つ原告に謝罪すること、③両被告は連帯して原告の経済的損失及び合理的費用として人民元 500 万元余りを賠償すること、という判決を求める。

(3) 第一審判決

一審法院は、以下のとおり判示した。

- 1、「最高人民法院による不正競争民事事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈」第8条第1項第1号、第3項の規定によると、商品の偏った宣伝又は対比が、関連公衆の誤解を招くおそれがある場合、虚偽宣伝行為であると認定することができる。また、日常生活の経験、関連公衆の一般的な注意力、誤解を生じた事実及び宣伝された対象の実際状況等の要素に基づき、人に誤解を引き起こす虚偽宣伝行為についての認定が行われる。
- 2、本件宣伝資料を見ると、被告は、「エピタキシャル材料」の描写において、原告製品の「結晶格子の不整合」に対しては「-」を使用したのに対し、自らの商品の「結晶格子整合性」には「++」を使用した。「+」は「良い」・「優」を意味しているのに対し、「-」は「悪い」、「劣」を意味していることは明らかである。同じ道理で、被告は「発光波長」の描写においても、自らの製品には「++」を使用したのに対し、安華高の製品には「-」を使用した。関連公衆の一般的な注意力に基づき、「++」、「-」の対比表を通じ、被告飛爾康会社の製品の「エピタキシャル材料」及び「発光波長」の2つのデータ指標は、原告の製品よりも優れており、且つ明らかに優勢であると自然に認識し得る。
- 3、本件宣伝資料における「結晶格子不整合の影響」の中の原告 1521Z 製品の試験検査温度は+85℃であるという記載と原告の製品説明書は一致せず、製品本体の属性に一致していない。本件宣伝資料の表題は「結晶格子不整合の影響」となっており、「ゆるやかな下降形跡」の図とが結びついて、関連公衆をして、原告製品は結晶格子の不整合が原因で緩やかな下降を生じるという状況を感じさせ、また被告飛爾康会社の製品には当該不良状況がないと思わせるものとなっている。
- 4、両被告は、本件宣伝資料において、それが対比した競合相手が原告企業であると明示してはいないが、普通の人々が宣伝資料を見れば、ある程度の一連の生活経験から、本件宣伝資料において対比されている「競合相手」は原告の製品であると自然に認識することができ、また当該対比データは、被告飛爾康会社の製品データが「競合相手」よりも優れていること

を直接的に表示している。

5、法律は、対比広告を禁止してはいないが、対比広告が提供する商品情報は全面的、客観的、十分なものであるべきで、不当に競合相手に損害を及ぼしてはならない。真実性及び完全性を欠如した製品の対比広告は、広告資料を見た関連公衆に誤解を生じさせ、被告製品が原告製品よりも優れていると誤認させ、原告の商業的信用に損害をもたらした。同時に、法廷において、両被告は、上記宣伝資料が自分の代理店、販売代理店の研修に使用されたことを認識しており、両被告が本件宣伝資料を頒布したことを確認した。しかし、現有証拠は、被告蔣偉康が本件宣伝資料の制作に関与した事実を証明するには足りない。同時に、被告蔣偉康が被告飛爾康会社の販売及び営業販売総監として宣伝資料を頒布したことは、自己の職務執行行為に該当し、被告飛爾康会社と共同意思を有して連絡した共同権利侵害行為とはいえない。

以上のことから、一審法院は、被告飛爾康会社に対し、宣伝資料の使用を停止し、その公式ウェブサイト上で声明を掲載して影響を取り消し、原告の経済的損失及び合理的費用として30万人民元を賠償せよ、との判決を下した。

しかし、被告飛爾康会社は、上記一審判決を不服として、上訴した。

(4) 第二審判決

二審法院は、以下のとおり判示した。

- 1、本件の関連事実、及び両上訴人の陳述を総合すると、飛爾康会社は本件宣伝資料を制作・頒布した行為を実施したと認定することができる。
- 2、飛爾康会社は、本件宣伝資料の中で、ガリウム砒素リン及びガリウム砒素工程で結晶格子の不整合が生じる状況につき偏向して強調し、結晶格子の不整合が製造過程の配合を通じてコントロールできるという客観的事実を故意に無視し、原告製品の結晶格子は不整合であるという結論を直接的に導き出している。同時に、他人の製品に対し「-」を使用したのに対し、自らの製品の「結晶結合の整合性」には「++」を使用し、これらの表記は関連公衆の誤解を容易に導くおそれがある。
- 3、当該宣伝資料の試験検査温度は、原告製品の正常温度の範囲を明らかに超過している。飛爾康会社は、正常ではない温度のもとで行った試験検査で得た「ゆるやかな下降形跡」の図を双方の製品の対比宣伝に用い、且つ当該形跡は「結晶格子不整合の影響」として表記しており、関連公衆をして、原告製品の性能及び被告製品の性能に関する誤解を生じさせるおそれがある。

以上のことから、二審法院は、上訴を棄却し、一審判決を維持した。

4 半導体関連の知財紛争の今後

今や、中国市場は巨大市場に成長した。そして、以前より鈍化したとはいえ、依然として

経済成長率は6%代後半を維持している。とくに1990年代以降、現在まで、数多くの半導体関連の外資が、中国現地法人を設立し、又は中国企業を買収する等の方法により、中国市場に進出してきた。そのような中国市場への半導体関連の外資の進出に伴い、半導体関連の知的財産権関連紛争も不可避免的に発生してきた。例えば、前述した「知財紛争①（台湾企業の中国子会社による集積回路配置設計専有権侵害紛争事件）」における昂宝電子（上海）有限公司の実質的支配者は、台湾の有名な半導体企業である敦南科技股份有限公司（Lite-On Semiconductor）傘下の台湾昂宝電子股份有限公司であった。また、前述した「知財紛争②（AVAGO 中国法人の半導体関連製品に関する信用毀損訴訟事件）」における安華高半導体科技（上海）有限公司は、シンガポールの AVAGO TECHNOLOGIES INTERNATIONAL SALES PTE. LTD.が上海にて全額出資して設立した中国現地法人であった。今後も、中国において、半導体関連の外資の進出に伴う知的財産権関連訴訟は引き続き発生すると思われる。

最近の中国政府は、「自主創新政策」（外国から技術を導入して安く製品を製造して輸出していくのではなく、中国で新たな技術革新を起こし、生じた技術成果を企業経営に転化し、国家・企業の発展に繋げていこうという政策）を旗印に、「プロ・パテント」（特許重視政策）の傾向を示しており、特許法改正の検討においても、特許権者による立証の容易化、損害賠償額の高額化（懲罰的損害賠償制度の導入等）を目指している。すると、今後は、中国において、半導体関連の特許権侵害訴訟が増加する可能性があると考えられる。

また、従来は外国企業・外資系企業による知的財産権行使が多かったといえるが、今後は、買収等により知的財産権を獲得した中国国内資本企業が当該知的財産権を行使して外国企業・外資系企業に対抗するという図式が、半導体業界においても増加するのではないかと予想される。

※ 最終更新日：2018年2月28日。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。